農地法第3条許可申請

農地を取得する際には、農地法において、権利を持つ農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと、必要な農作業に常時従事すること等の要件を満たし、地域とのつながりを持って継続的・効率的に農業を営む必要があります。（許可基準）

添付書類			
必須	別紙1　農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等		☐
	土地の登記事項証明書	原本・3ヶ月以内（法務局）※全部事項証明	☐
	法務局備付けの地籍図（字限図） ※注1	原本・3ヶ月以内（法務局）	☐
	位置図	1/3000程度（住宅地図の写し可）※申請地を明示	☐
	地域との役割分担に係る確約書	区長確認印	☐
	現況写真	筆界を赤線で明示し地番を記入	☐
その他	委任状	代理人申請の場合	☐
	営農計画書	新規就農の場合は必須（農会長確認印） ※その他、状況に応じ添付を求めることがある	☐
	合意解約通知書	使用貸借・賃貸借権が設定されている場合	☐
	賃借権、使用貸借権契約書（写）	賃借権、使用貸借権を設定するの場合	☐
	住民票	譲受人が市外在住の場合	☐
	「在留カード」又は「特別永住者証明書」の提示又は写し	譲受人が外国籍の場合 ※農業を営む在留資格は、主として「経営・管理」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者」「定住者」 ※上記以外の在留資格の場合は、**申請者が**出入国在留管理庁で農地取得の可否を確認	☐
	・定款又は寄付行為の写し（原本証明必要） ・法人の登記事項証明書（3ヶ月以内のもの）	申請者が法人の場合	☐
	農業委員会が求める書類等	上記以外に、内容確認のため追加の書類等を求めることがある。	☐

※注1　・「登記情報サービス」で取得した不動産登記情報（地図・図面）を印刷したものに「登記情報サービスで取得した図面情報に相違ありません」の文言、日付および入手者の住所、氏名、押印したもの、または法務局備え付けの地籍図、字限図を転写したものに閲覧場所、閲覧（転写）日および閲覧者の住所、氏名、押印したものでも可。

農地法3条許可の基準（以下の各号に該当する場合、許可できない）			
1号	全部効率利用要件	耕作目的での権利取得ではない場合 取得後に全ての農地を効率的に活用すると認められない場合	☐
2号	農地所有適格法人要件	農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合 ※一般法人は解除条件付き貸借（所有不可）、他条件あり	☐
3号	信託	信託の引受けによって権利が取得される場合	☐
4号	農作業常時従事要件	権利取得後に必要な農作業に常時従事すると認められない場合	☐
5号	転貸禁止	所有権以外の権限で耕作する者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合	☐
6号	地域との調和要件	権利取得後に周辺地域の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があると認められる場合	☐

2026/11/5